

## 審 議 会 会 議 録 要 旨

会 議 名 称 第3回伊那市総合計画審議会  
日 時 令和5年7月27日(木) 午後1時30分 から 午後3時30分 まで  
場 所 伊那市役所 501・502会議室  
出 席 者 委員23名(欠席者5名)

### ○協議事項

- (1)序論について(確認)
- (2)基本計画第1章及び第2章について(協議)
- (3)基本計画第3章について(説明)

### ○主な意見・質疑

#### (1)序論について(確認)

(委員)

主要指標の表が5年前と何も変わっていない。変えるべきではないか。

(事務局)

年内には新しい数字が発表される予定のため、その時点で差し替える。

#### (2)基本計画第1章及び第2章について(協議)

第1章 第1節 第1項「協働・市民参画」

第1章 第1節 第2項「地域自治・コミュニティ」

第1章 第1節 第3項「人権尊重社会」

第1章 第1節 第4項「男女共同参画社会」

(委員)

自治体の加入率を5年前から指標に設定しているわけだが、あのときは現状値としての2017年実績が75.1%で、5年後の目標として2023年は80%にすとなっていた。現実としては2022年実績で2017年より加入率が下がってしまった。したがって目標値も急にトーンダウンして75%ということで、重要視しているわりに目標値は10年前と何も変わってない。それほど難しいのであれば、そのパーセンテージを考えるべきであるし、そうでなければ、事前に提出された意見にあるように、いろんな施策がまだ足りないということ。その比較のためにこの75%という目標値を設定せざるをえないのかもしれないが、KPIは重要であるので、その数字の裏付けとしての施策を取るべきではないか。

(企画部長)

表現上であるが、KPIの数値と過去からの推移を踏まえて、この事業内容が連動するような形の標記に改めたい。

(委員)

自治体の加入率について言えば、なぜ加入しないのかというところがすごく大事で、本当に加入率を上げることを目指すのかということ、もう1回議論した方がいいのでは。自治会への加入に関しては賛否両論があり、地区コミュニティを豊かにしていくことは大事だと思うが、今の在り方だと、移住者であったり、若者が地域から出ていく要因の一つになっていることも否めない。加入率を上げることが目指す姿なのかということの再考を。もし、上げるということであれば、自治会が本当にあるべき姿というものをもう一度見直す時期に来ていると思う。

(企画部長)

そもそも人口増を目指す方がいいのかどうなのかという議論もある中で、人口を増やすよりもピラミッドの形を整えるべきという考え方もある。このところは、章全体を通じて、本来目指すべきものやあるべき姿について再考し、中身についても再検討させていただきたい。

(委員)

自治会の加入については、ここ7～8年のデータを見るとどんどん減っている。この指標の率については、現状認識を持った上での率であるから、それはそれでよい。平成18年に合併する時に一番強調されたのは、地方自治の確立であったが、地域協議会、区長会等の地区の有機的な関係をきちっとしていないと合併後の地方自治の充実が絵に描いた餅になってしまう。自治会の法的な根拠がどこにあるのか、規則や法的な条例化の中でどういうふうに認知されているかといったら、まるでない。伊那市の計画の中で、自治会に対する加入率のことやコミュニティ作りについては、相当、粘りっこい方針と気構えをしていかないとならない。特に地域に入ってそういった訴えと説明をしなければ、この審議会で立派な議論をして数字を出してみても、実際にこの玄関を出たときは、そんなに夢を見るような雰囲気にならない。住民が主体になる風土というものをどういったプロセスを経て確立させていくかということを実際に考えていかなければならない。

(企画部長)

合併から十数年が経過しており、途中、合併特例法による地域自治区を地方自治法による地域自治区に統一したというようなことはあるが、その後の検証がなかなかできてこな

かったということもある。この総合計画はもちろんであるが、実効性の高い政策に繋げていけるようにその辺をしっかりと捕らまえる中で、先ほどいただいた二つの意見も、一体的に、より俯瞰的に再検討させていただきたい。

(委員)

私の区では区の役員の成り手がなく、別のところでは同じ人が何回も役員をやっていたりしている。厚生部だった人が、時間がないからお金で解決するといって、その役割を自分のポケットマネーで業者に頼んでいたりすることもあり、機能が持続可能ではなくなっていると感じている。私は移住者であるので、そうしたものに加入すること自体に少し驚いたが、実際にやってみると良いところもたくさんあるので、どうしたら加入率が高い自治会になるのかとか、あるいは、自治会そのものが本当に必要なのかを含めてこれを機会に考えてもらいたい。

(企画部長)

区の役員の成り手は市長の手紙でもよくいただくテーマであり、なかなか悩ましいところである。お金の問題ではなく、働きながらやらなければならないという方が多いものであるから、そうした面が一番気がかりであり、市のお願いする業務との関連性も含めて考えていきたい。

(会長)

この自治会の関係については、ここでなかなか結論が出るものではない。地域の皆さんと行政が一緒になって重要な課題として取り組んでいくという方向性をここに記載してもらえたらということであると思うので、そんなことを盛り込むように検討いただきたい。

(委員)

2件あり、いずれもKPIについて。まず基本計画原案4ページのまちづくり指標について、審議会等における公募委員の応募倍率を0.5倍から0.8倍に増やしたいということであるが、現状で2人募集して応募が1人ということは、成り手がいないということか。元々、応募が少ないものをもう少しよくしようというのも少し寂しく感じるし、市民が市政に参加したい気持ちをKPIで表すとこれなのかということも少し寂しい。これ以外のKPIがないのかというのが1点。もう1点は、基本計画原案10ページのKPIは、審議会等委員などにおける女性委員の割合を27.5%から30%にあげるというものだが、これで女性活躍ということになるのか。そもそも、数字の問題じゃなくて、女性活躍という言葉そのものも違和感があるが、実際、どうなのかという数字ではあるし、女性委員の存在があればいいものであるのか、それが女性活躍の目安なのかというのは難しいと感じた。

(総務部長)

審議会等における公募委員の応募倍率については、確かに寂しい状況ではあるものの、実際の現状を表している数字であり、寂しい部分があっても捕らまえていかなければいけないところもあると思うが、他に良い指標があるか再考させていただきたい。

(委員)

もし掲げるのだとしたら、審議会の中身をもっと知ってもらおうとか、審議会における公募委員の応募の仕方の検討を。市政に自分の意見が反映されるということがわかったり、その審議会がとても有用だということがわかれば、公募委員になりたいという方もいるのでは。目標の設定自体は低くしたらいいのかもしれないが、それを上げるための努力として、審議会のあり方の検討や、広報の仕方の工夫をしていただきたい。

(文化スポーツ部長)

審議会等委員などにおける女性委員の割合は、ここ数年、記載された実績値の27.5%と同じぐらいの数値で推移をしているところであるが、自治会の役員等における性別による役割、固定観念のようなところを意識改革していかなければいけないと思う。例えば、こういった審議会でも各種団体に依頼して委員を選出いただいているが、できるだけ女性の推薦を、とお願いをしても、団体の中でどうしてもこの方にと言った時に男性が出てくるという場面がどちらかといえばある。記載している指標は、市でお願いしている審議会等についてであるが、79審議会で1,340人という人数の中での数値で、27.5%を30%にするには、実数で170人ほど増やす必要があり、一つの審議会あたり2人の女性を増やすということ。男女の比率を半々と考えると、30%が低いのか高いのか議論はあるかもしれないが、地域や各種団等に意識を持っていただき、現状より上がってくればよいのかなというところで、目標値は現状よりも少し高めに設定させていただいた。

(会長)

この数値は、両方とも市の関係機関での数値であるが、女性比率については、市だけではなくて、いろんな団体であるわけである。例えば、区の役員の関係とか、商工会議所やJA等の各種団体で女性の割合を増やそうという取組みがあり、男女共同参画ということになれば、伊那市全体での取組みなので、行政機関だけの割合で見ているのかということもある。その辺について、各種団体の代表として、どなたかご意見があればいただきたい。

(副会長)

今の世の中では、いろんなところで女性に生きていただくという風潮であるが、実際に、それをしたところで、女性が手を挙げてくれるかという問題が一番の根本ではないかと思う。なので、先ほどの目標は、自然の成り行きではないかと私は思っている。強引にあなたやっってくださいよって言ったらその人の負担になってしまうし、逆にハラスメントじゃないかとなることもありうる。これは目標として、それほどこだわることなく、市が27.5%を30%にしたいと捉えてやっっていけばいいのではないかと思う。この件については、全員で考えるべき問題だと思うが、この数字にこだわる必要はないと思う。

(委員)

数を合わせる事が本来の女性活躍ということではないと思っているので、数を上げてほしいと言っているわけではないし、自然の成り行きということにも賛成である。しかしながら、数字を上げる事イコール女性活躍ということでもいいのか。男性の団体代表じゃなくても、例えば、子育てのことだったら、今、子育て中の方に出てもらえばいいのではないか。実際、子供がいる人がこの時間帯に出てこられるかという問題はあろうかと思うが。なので、数字を上げるのではなく、女性が本当に働きやすかったり、参画しやすい土台作りを進めていければよいのでは。

(会長)

KPIのあり方、設定の仕方ということであるが、副会長が言われたように、市として目指すところの一つの目安であってもいいのではないかという意見もあったので、そういったところも踏まえて事務局で検討いただきたい。

(委員)

数字目標に関して言うと、今、議論があったように、これまでの会議ではなかなか女性が参加していないところがある。目標とする数値が30%ということであるが、女性の比率が30%になると、ティッピングポイントとなって、女性の皆さんが意見を言いやすい環境が作れるということが意図の一つにあるのではないか。そう考えると、数字を追いかけることにはたして意味があるのかという思いもあるかもしれないが、一方で、数字を追いかけないと、こうした会議で女性の皆さんが意見を言う機会が少なくなってしまうということもある。なので、数字も求めていかなければならないのではないのかということと、様々な委員において男性が出てきてしまうということのもっと前のところである、どうしたら出せるのか、ということもKPIに据える前に考えなければいけないことではないか。

## 第1章 第2節 第1項「行政運営」

### 第1章 第2節 第2項「財政基盤」

(委員)

意見整理表No.30に関わるところで、私も少しわかりにくいと思った。前期計画を見たら、2つ目の丸の2行目に「必要に応じて有利な地方債を調査検討し、活用する」となっており、上との違いがわかりやすい表現になっていた。支障がなければ、前回の表現がよいのでは。

(総務部長)

今回は、地方債の活用の方向性だけを示してあり、修正の検討はこれからとなるので、次回お示しできれば。前回のものを参考に検討させていただく。

(委員)

基本計画原案13ページのKPIの中で、「行政改革大綱の評価」以外の二つは市民にわかりやすいもので前期計画でも掲載されているのでよいが、今回、追加された行政改革大綱の評価は、市民がよくわからないのではないかと思う。これがどういったものでどう必要かということを備考等に追記していただくか、市民がわかりやすい表現にしていただきたい。

(総務部長)

今、審議をしている総合計画の下になるものであるが、行政改革大綱という行政の効率化等を進めていく中での計画を同じように作っており、その計画の進捗具合を評価として取り入れたらどうかということで追加した。確かに、なじみがあまりないものであるので、おっしゃられたように備考を入れるか、もっと良い指標があるか検討させていただく。

(事務局)

事務局で用語解説集に説明を記載することを検討する。

## 第2章 第1節 第1項「自然」

### 第2章 第1節 第2項「景観形成」

(市民生活部長)

事前にいただいた意見の中で確認をさせていただきたい箇所がある。まず、資料No.2の整理番号38番で直近の国際的な取り組みの成果を反映した内容に努めたいということ

と、昨年末の国際会議では、生物多様性の重要性が改めて指摘されているとご意見をいただいているが、直近の国際的な取組みというと、カナダのモントリオールで昨年の暮れに行われた生物多様性条約締結国会議(COP15)で採択された昆明モントリオール生物多様性枠組みの中で、2030年までに陸と海のそれぞれの30%以上の保全をすとか、同じく2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減するというようなものが挙げられており、このあたりを念頭に文章を作り上げていけばよいのか。それと、整理番号39番で生態系の維持としている箇所を生物多様性の保全としてはどうかというご意見をいただいているが、学術的に諸説あるようだが、生物多様性の概念、この構成要素の一つに生態系の多様性というのがあるようであり、それ以外には、種の多様性とか遺伝的多様性といったものに含まれているということであるので、表題を生物多様性の保全ということにすると、生物多様性以外の多様性についても言及していった方がよいという解釈でよろしいか。

(委員)

1つ目はカナダのモントリオールのもので結構。環境白書を読んでもらえればよい。また、COPの6次報告が出たので、これとこの間のモントリオールの会議を含めて言葉の使い方や直近で何が課題かをきちっと整理して、わかりやすく述べた方がいいと思う。文章を読んでいると、保全、維持、保護、保持と色々な使い方があちこち出てきており、国の文書もこうしたところが混乱するし、県の文書にも若干こうしたことがある。用語というのは、今、国際的に喫緊の課題になっているので、こうした用語を国際感覚の中で把握することが必要と思う。

(委員)

資料2の整理番号48番の意見に私も賛成である。後継者のいない農地の荒廃について意見が提出されているが、農の営みが美しい自然をつくるということを農業の計画とは別にここに書いていただきたい。

(委員)

私が何度か問い合わせや質問を受けたケースについて、この審議会の皆さんにも承知しておいていただければということで、発言させていただきたい。基本計画原案21ページにある高遠町地域の日本で最も美しい村連合に関連してであるが、この日本で最も美しい村の解釈が伊那市民にあまり知られていないと感じる。なぜ高遠が指定されているのかというと、それは桜と南アルプスの絶景があるからだということで皆さん捉えているが、連合の捉え方は、全く違う。日本で最も美しい村連合に加盟する際の実地調査に、私も責任者の一人として参加していたが、調査員より、桜と南アルプスは景観としては素晴ら

しいが、日本で最も美しい村で求めているものではないとはっきり言われた。美簗までつながっている井筋に興味を持たれたので、井筋を見て回り、様々な質問をされた。この井筋は本当に素晴らしく、こういうものを日本で最も美しい村連合では、求めていると言われた。この井筋と全く同じように作られて、現在も使われているものは、九州に1ヶ所だけのこと。本当に連合で求めているのは、自然の中で昔の人が手を加えて、使ってきているもの。

(委員)

まちづくり指標についてあるが、基本計画原案23ページの屋外広告物条例に基づく指導及び助言等の件数は、件数が多い方がいいものなのか。

(建設部長)

屋外広告物条例に基づく指導及び助言等の件数であるが、屋外広告物条例が昨年の6月に施行され、昨年度は1年間で35件の指導等を行った。この一番注目されている時期にそれだけの件数があったわけであるが、それを継続して、令和10年まで同じような意識を持ってもらいたいということで、昨年度1年間の実績に令和10年までの7年を掛け合わせた数字を目標とした。屋外広告物条例ができる前は規制がなく、新たに申請するものについてこの条例の規制がかかるので、皆さんに関心を持ってもらい、問合せ等をしっかりとしていただいて、きれいな看板を設置してもらいたいとの思いで指標を設定した。

(委員)

みんなに関心を持ってもらいたいという意図と承知した。もう一点あるが、まちづくり指標全体を見ていくと、難しい言葉や初めて聞くような言葉があるので、初めて見る人でもわかりやすいように備考への記載や用語解説への掲載をお願いしたい。

(企画部長)

今日の審議の中でもKPIについていくつか指摘をいただいている。なかなか、数字で示すこと、定量的評価になじまないようなものがあり、数字を目指していけばいいのかというところや、目標とするのになじみにくいものもあるかもしれないので、もう一度全体を通じて目合わせた方がいいのかと思う。前回の総合計画のときも、教育政策については、むしろ、数字で評価すること自体が良くない、定性的評価であるべきだ、ということでKPIから除いたものもいくつかあった。KPIについては、再度、全般を通じて確認したい。



## 第2章 第2節 第1項「地域環境」

## 第2章 第2節 第2項「低炭素社会」

(委員)

資料2の整理番号57番についてだが、すでに規制する条例があるので、規制等が必要となるという記載を削除するという事だが、いずれにしても、条例を守っていただかないと困るので、今後、条例に従って整備しますといった条項にさせていただきたいと思う。営農型の太陽光をこれから推進していくので、それも加味した内容でお願いしたい。

(市民生活部長)

基本計画原案25ページの施策展開方針の1番の一番下のところに少し触れてあるが、条例に沿った対応を求めているという記載であり、あまり細かいことを言っていない。これについては、また、別途、野立ては規制すべきだが、屋根置きはいいのではないかとのご意見もいただいているので、もう少し詳しく記載したい。条例の中でも営農型については、規制をすとか排除するというようなことではないので、その辺も加えていきたい。

(委員)

基本計画原案25ページの1番の最後の箇所に条例のことがあり、条例に沿った対応を求めて目的が達成するよということだが、実際に太陽光の設置については、いろいろなところに出てきている。例えば、私が地元の総代から相談を受けたことだが、しんわの丘ローズガーデンからの景観が非常によいが、そこから見える部分のところに、太陽光を設置したいという事業者がいた。どうしたものかということで生活環境課に伺ったが、防災関係であれば禁止区域だが、景観についてだけでは規制できないということだった。そうすると、あとは申請するときに必要な認可のみとなり、最後は市町村判断でとなる。先ほど、日本で最も美しい村連合の話しがあったが、そういうことも考えて、少しハードルが高いとは思いますが、この条例を評価して、更なる検討をしてもらいたい。そのような形で文面に入れるかどうかも含めて、進めていただければ。

(市民生活部長)

今回、策定した条例では、抑制区域ということで、伊那市環境計画により市街地に表示された区域であるとか、景観条例による景観形成住民協定区域については、規制をすることになっている。太陽光発電設備を設置する隣接の区の同意を得る必要があり、いくつかハードルを作って規制している。景観についても、条例の目的に沿ってという中に付け加えることが可能かと思うので、検討したい。

(委員)

資料2の整理番号57、58、59あたりに関連するところだが、あの条例をクリアして、新たに設置する業者が本当に出てくるのかというくらいに大変厳しい条例だと思っている。環境に関しては、条例で規制することが目的というわけではないが、地域住民との合意形成ができない事業者によって問題が起きたので、規制は必要なことであるし、条例を守ってもらわないといけない。一方で問題なのは、伊那市が一番に取り組まなければいけないカーボンニュートラルの達成のこと。国も県も市もコミットしているわけだから、それをどうするか。もう大型の再生可能エネルギーの事業が見込めない、かといって各家庭の屋根置きも飽和に近い。まさか、東京都のように新しい住宅に全部設置するなんて強制はできない。そういう中で、基本計画原案26ページの公共施設の照明のLED化があるが、これはいいことだと思う。伊那市がカーボンニュートラルを達成するための二本柱の一つは省エネ。ただ、これがポツと出てくることについて、若干、唐突感がある。なぜかという、これは総合計画なので、環境基本計画を包含する形で省エネのことをLEDであげるのだったら、再生可能エネルギーの方もあって然るべきかと思う。具体的に申し上げますと、飯田市では、市所有の公共施設の屋根について積極的に屋根置き太陽光発電の設置をやってきたが、下伊那地方はそれでもあまり問題は起きていない。伊那市も野立てがほぼ実施できないような厳しい条例になっているので、条例をきちっと守ってもらうということと、一方で、カーボンニュートラル達成のために再生可能エネルギーをどうやって増やしていくのかというための指標があってしかるべきではないか。公共施設は比較的大きな面積で条件のいいところに建っているからそれも一つだし、先ほどのご意見のように営農型の太陽光発電を積極的に誘致するとか。長野県の環境審議会は市町村とだいぶニュアンスが違い、業者が積極的に設置しやすいような状況を作ると言っている。それはおそらく長野県はカーボンニュートラルの数値が達成できるのかということを心配しているからではないかと思う。しかしながら、市町村は、目先の問題を抱えているので、とにかく条例を使ってブロックするしかないと動いている。この審議会が環境審議会も包含するのであれば、その方向性については、少し触れてもらってもよいのではないかと思う。

(市民生活部長)

伊那市が低炭素社会を目指しているのは周知の事実。全体的にどんな方向で進めていくのかということを第2章 第2節 第1項「地域環境」か、第2章 第2節 第2項「低炭素社会」のどちらかに加えて言及していくようにしたい。

(委員)

基本計画原案27ページの伊那から減らそうCO2!!!についてだが、ゼロエネルギー住宅やゼロエネルギービルディングに関して、県は公共建築のゼロエネルギー化推奨とか、

中古リフォームのゼロエネルギー化を積極的に謳っているので、市の計画でもどこかに載せてはどうか。

(市民生活部長)

少し工夫をして掲載するようにしたい。

(委員)

基本計画原案26ページのまちづくり指標「公共施設の照明のLED化進捗率」であるが、街灯のLED化が進むと良いと思うが、LED化は進んでいるのか。一緒に100%目指してもよいのでは。

(市民生活部長)

幹線道路沿いの街灯は全てLED化が終わっている。

(委員)

通り町商店街アーケードの街灯を管理しているのは商店街だが、これもLEDになればいいと思う。そのように地区等で管理している街灯もLED化を進められたらよい。

(市民生活部長)

先ほど、100%LED化していると申し上げた街灯というのは、市が管理しているもので、例えば県道沿いなどである。地区の街灯に対しても補助があるので、周知をしていきたい。ただし、商店街に対しては補助がない。

### (3) 基本計画(原案)の説明について(第3章)

《資料No.3-1「第2次後期基本計画【原案】第3章」について事務局から説明(次回協議)》

以上